

○名古屋大学受託事業受入要項

(令和2年12月18日名大要項)

(趣旨)

第1 東海国立大学機構受託事業規程（令和2年度機構規程第84号。以下「規程」という。）第5条から第6条までの規定に基づく受託事業の受入に係る手続き、及び第12条の規定に基づく受託事業の中止又は期間の延長に係る手続きに関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2 この要項に掲げる用語の定義は、規程に定めるところによる。

(受入れを決定する者)

第3 規程第5条第1項の規定に基づく受入決定権者は、当該受託事業の事業責任者が所属する部局長（以下「部局長」という。）とする。

(受入れの決定)

第4 部局長は、委託者から業務委託申請書の提出があった場合は、支障がないと認められるときは、受入れの決定を行う。

2 2以上の部局にわたって行われる受託事業の受入れの決定については、事業責任者の所属する部局長が関係部局長と協議のうえ判断する。

(受入れ決定の通知等)

第5 部局長は、受託事業の受入れを決定したときは、契約責任者（分任契約責任者を含む。）に対し決定の内容を通知する。

(研究の中止又は期間の延長)

第6 事業責任者は、天災その他研究遂行上やむを得ない理由により、受託事業を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、遅滞なく部局長に申し出なければならない。

2 部局長は、前項の申出に基づき、委託者と協議のうえ受託事業の中止又はその期間の延長が必要であると認められるときは、第4の規定に準じた手続きを経た後、契約責任者に通知する。

3 前項により研究期間の延長の通知を受けた契約責任者は、受託事業承諾の通知をした委託者に対しては受託事業延長の通知をするものとし、受託事業契約を締結した委託者に対しては委託者との間で変更契約を締結する。

附 則

この要項は、令和2年12月18日から実施し、令和2年4月1日から適用する。